

提 供 日 2026/01/26
タ イ プル メール誤送信による個人情報漏えい事案の
発生について
担 当 スポーツ・文化観光部 空港振興課
連 絡 先 空港振興課 西垣、高橋
TEL 054-221-3166



1 要旨

令和7年度富士山静岡空港定期便運航事業費補助金業務において、補助金変更交付決定通知書を本来通知すべき事業者とは別の事業者の電子メールアドレスに誤送信する事案が発生した。

2 概要

(1) 誤送信の内容

送信日時	令和8年1月14日（水）午後1時27分
送信先	富士山静岡空港定期便運航事業費補助金交付企業（A社）
誤って送信した文書	別の富士山静岡空港定期便運航事業費補助金交付企業（B社）に係る変更交付決定及び概算払変更承認通知書
漏えいした情報	B社の法人名、代表者名、変更交付決定額、概算払承認額（うち代表者名が個人情報に該当する）

(2) 経緯と対応

令和8年1月14日（水） 午後1時27分	補助金変更交付決定通知書を電子メールで送信
令和8年1月22日（木） 午後4時	担当職員が補助金（概算払）の事務処理過程にて、誤送信であることに気付き発覚
令和8年1月22日（木） 午後4時30分	誤送信の相手先（A社）に、電話にて誤送信を謝罪し、メールの削除を依頼
令和8年1月23日（金） 午前9時30分	本来送信すべき事業者（B社）に、電話で誤送信と企業情報の漏えいの事実を伝えて謝罪

3 原因

B社に係る補助金変更交付決定通知書の電子ファイルを、誤ってA社の名称を用いたファイル名で作成し、A社のフォルダに保存した。

また、電子メールをA社に送信するときに、添付した電子ファイルを開いて内容を確認しなかったため、B社の補助金情報が保存された電子ファイルであることに気付かないまま誤送信した。

4 再発防止策

電子メール送信の際、送信先メールアドレスや添付ファイルに誤った情報が含まれていないか等、複数の職員によるダブルチェックを徹底する。